

# 製造業分野の特定技能制度について

2024年3月

経済産業省

# 閣議決定の概要

- 分野名を「工業製品製造業分野」と変更したうえで、新たな業種・業務区分を追加する閣議決定を行いました。（令和6年3月29日）。

※新規業種での受入れ開始時期については、規定類を調整の上、決まり次第HPにてお知らせします。

	R1～R5年度	R6～R10年度
分野名	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	<u>工業製品製造業分野</u>
受入れ見込数	<b>49,750人</b>	<b>173,300人</b>
業種	<input type="radio"/> 素形材産業 <input type="radio"/> 産業機械製造業 <input type="radio"/> 電気・電子情報関連産業 <input type="radio"/> 金属表面処理業	<input type="radio"/> 素形材産業 <input type="radio"/> 産業機械製造業 <input type="radio"/> 電気・電子情報関連産業 <input type="radio"/> 金属表面処理業 <input type="radio"/> 鉄鋼業 <input type="radio"/> 金属製サッシ・ドア製造業 <input type="radio"/> プラスチック製品製造業 <input type="radio"/> 紙器・段ボール箱製造業 <input type="radio"/> コンクリート製品製造業 <input type="radio"/> 陶磁器製品製造業 <input type="radio"/> 繊維業 ※追加要件を設定する（詳細は次頁） <input type="radio"/> 金属製品塗装業 <input type="radio"/> R P F 製造業 <input type="radio"/> 印刷・同関連業 ※全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会いずれかに所属していることを要件とする <input type="radio"/> こん包業 ※日本梱包工業組合連合会に所属していることを要件とする
業務区分	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理、紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、R P F 製造、印刷・製本
	全3区分	全10区分

# 繊維業における特定技能の受け入れに係る追加要件（案）

- 繊維業の技能実習制度において、賃金の支払いに関する違反が多いことから、違反をなくし適正な取引を推進するため、繊維業においては追加要件を設定する。

	内 容
既存製造業の要件	派遣契約ではないこと 受入企業の産業分野（日本標準産業分類で限定） 特定技能の「受け入れ協議・連絡会」の構成員であること 経産省、協議・連絡会の指導、報告徴収等に協力すること
繊維業の追加要件	国際的な人権基準に適合し事業を行っていること 勤怠管理を電子化していること パートナーシップ構築宣言の実施 特定技能外国人の給与を月給制とする